

指導行政のポイント

被災した“学校施設”の復旧

菱村 幸彦

東日本大震災は、かつて例をみない大きな被害をもたらした。それは学校施設についても例外ではない。

災害復旧国庫負担の要件と手続

文部科学省は、学校施設の被災状況を被害の程度で分類している。それによると、被害が大きく、建替えまたは大規模な復旧工事が必要と思われるもの202校、被害を受け、復旧工事が必要と思われるもの759校、復旧工事が必要だが、小規模な被害と思われるもの5,012校となっている(5月25日現在)。

学校施設が災害(暴風、洪水、高潮、地震、大火等)により被害を受けた場合、早急に復旧して、学校教育の円滑な実施を図る必要がある。そこで、公立学校については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法によって、復旧に要する経費の3分の2を国が負担することとしている。

では、災害復旧の国庫負担は、どのような要件と手続で行われるのか。

第1は、国庫負担の要件。まず、対象となる施設は、公立学校の建物(校舎、屋内運動場、寄宿舎)、建物以外の工作物(水泳プール、囲障、バックネット等)、土地(擁壁、排水路等を含む)、設備(教材、教具、校具等)である(法2条2項)。

次に、対象となる被害額は、建物、建物以外の工作物、土地については、市町村立学校では40万円以上、都道府県立学校では80万円以上、設備については、市町村立学校では30万円以上、都道府県立学校では60万円以上が要件となっている(同法施行令7条)。ただし、明らかに設計の不備や工事施行の粗漏、著しく維持管理の義務を怠ったことによって生じたと認められる災害については、国庫負担の対象とならない(法6条)。

第2は、国庫負担の手続。災害復旧のための国庫

負担を受けるためには、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいて負担金の申請を行うこととなる。

まず、学校施設が災害を受けた場合、学校設置者(教育委員会)は、直ちにその状況(被害金額、施設区分、数量)を都道府県教育委員会を經由して、文部科学大臣に報告する。これは国において速やかに予算措置をするためである。今回の震災による公立学校施設の復旧工事費について、文科省は、2011年度第1次補正予算で962億円を計上している。

被災状況の客観的な立証が必要

次に、被災後1ヵ月以内に国庫負担事業計画書を提出する。計画書に基づいて国庫負担金が決定される際は、文部科学省と財務省(地方財務局)の係官による現地調査が行われ、復旧計画の妥当性が審査される。

現地調査では、被災状況の立証が求められるので、教育委員会や学校は、証拠となる写真や記録を整えておくことが必要である。特に緊急な復旧のため、現地調査を受ける前に復旧工事を行う場合は、現地調査の際に被災状況を客観的に立証できる措置を講じておくことが肝要である。

特に激甚な災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、政令で激甚災害の指定が行われる(東日本大震災は発災後3日目に指定)。激甚災害の指定があると、公立学校の災害復旧費について国庫負担金の嵩上げ等が行われるほか、被災した私立学校の復旧費についても予算の範囲内で2分の1の補助が行われる。今回の震災では、私立学校(専修学校を含む)の復旧費として、643億円が計上されている。

正常な授業に1日も早く戻るよう、被災した学校施設の復旧が早急に行われることを期待したい。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●5月31日発売! 「教育の最新事情」をコンパクトにわかりやすく解説! B6判/272頁/定価2100円

『教育の最新事情がよくわかる本 2』 教育開発研究所【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)